



長野県報

3月31日(火)
令和2年
(2020年)
号外

目次

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則(人事課).....	1
長野県労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則(人事課).....	7
長野県人事委員会議事規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局).....	8
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局).....	8
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局).....	8
長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局).....	10

告示

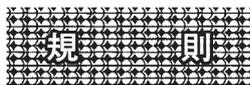
長野県個人情報保護条例に基づく口頭により請求することができる記録情報の一部改正(情報公開・法務課).....	11
--	----

公告

長野県労働委員会規程の一部改正(労働委員会事務局).....	11
--------------------------------	----

訓令

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正(人事課).....	11
長野県文書規程の一部改正(情報公開・法務課).....	13



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第37号

長野県組織規則の一部を改正する規則

第1条 長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4条の12」を「第4条の13」に、「第14条の10」を「第14条の9」に、「第27条の7」を「第27条の6」に、「第2款 地域振興局(第56条の2-第56条の4)」を

「第2款 地域振興局

第1目 地域振興局(第56条の2-第56条の4)

第2目 農業農村支援センター(第56条の5-第56条の8)」に、「社会福祉総合センター(第81条の12・第81条の13)」を「削除」に、「地域農業改良普及センター(第176条-第179条)」を「削除」に改める。

第3条第2号中「信州暮らし推進課」を「信州暮らし推進課 国際交流課」に改め、同条第4号中「国際課 次世代サポート課」を「次世代サポート課」に改め、同条第5号中「医療推進課」

を「医療政策課 医師・看護人材確保対策課」に改め、同条第6号中「環境政策課 環境エネルギー課」を「環境政策課」に改め、同条第7号中「ものづくり振興課」を「産業技術課」に改める。

第4条中「課()」の次に「信州暮らし推進課、国際交流課、」を加える。

第2章第1節第1款第2目の2中第4条の12の次に次の1条を加える。

(国際交流課)

第4条の13 国際交流課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国際交流及び国際協力の企画、連絡調整及び推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、国際関係に関すること(他の所管に属するものを除く。)

第11条第1項第10号中「個人情報保護審査会」の次に「公文書審議会」を加える。

第14条の2に次の1項を加える。

3 文化政策課に、多文化共生・パスポート室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 多文化共生社会づくりの推進に関する施策の企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 一般旅券の発給に関すること。

第14条の6を削る。

第14条の7第5号を次のように改める。

- (5) 社会福祉審議会(児童福祉専門分科会(図書審査部会及び

映画審査部会に限る。)に限る。)、青少年問題協議会、発達障がい者支援対策協議会及び子ども・若者育成支援推進本部の庶務に関すること。

第14条の7を第14条の6とする。

第14条の8第1項第5号中「社会福祉審議会(」の次に「児童福祉専門分科会(保育所審査部会及び重大事故検証部会に限る。))及び」を加え、同条第2項第4号中「に限る」を「(図書審査部会、映画審査部会、保育所審査部会及び重大事故検証部会を除く。)に限る」に改め、同条を第14条の7とし、第14条の9を第14条の8とし、第14条の10を第14条の9とする。

第15条第5号を削り、同条第6号中「及び地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会」を削り、同条を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第15条の2を次のように改める。

(医療政策課)

第15条の2 医療政策課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 医療提供体制の確保に関すること。
- (2) 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施設所に関すること。
- (3) 死体解剖に関すること。
- (4) 地方独立行政法人長野県立病院機構に関すること。
- (5) 医療審議会及び地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の庶務に関すること。

第15条の3第20号中「及び社会福祉総合センター」を削り、同条を第15条の4とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

(医師・看護人材確保対策課)

第15条の3 医師・看護人材確保対策課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 医師、歯科医師、歯科衛生士(保健・疾病対策課の所管に属するものを除く。)、歯科技工士、診療エックス線技師、診療放射線技師、衛生検査技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士等に関すること。
- (2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師に関すること。
- (3) 医療従事者の勤務環境の改善に関すること。
- (4) 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること。
- (5) 准看護師試験委員及び地域医療対策協議会の庶務に関すること。
- (6) 看護大学及び須坂看護専門学校に関すること。

第16条第1項に次の1号を加える。

- (4) 管理栄養士及び栄養士に関すること。

第16条の2第8号中「及び地方精神保健福祉審議会」を「、地方精神保健福祉審議会及びがん登録事業推進委員会」に改める。

第17条第7号中「及び障害児通所給付費等不服審査会」を「、障害児通所給付費等不服審査会及び自立支援協議会」に改める。

第27条第4号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第27条の2中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 気候変動対策に係る企画、調整及び推進に関すること。

第27条の2に次の2項を加える。

2 環境政策課に、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する事務をつかさどらせるため、ゼロカーボン推進室を付置する。

3 ゼロカーボン推進室に、その事務を分掌させるため、別に定

める係を置く。

第27条の3を削り、第27条の4を第27条の3とし、第27条の5から第27条の7までを1条ずつ繰り上げる。

第29条の見出しを「(産業技術課)」に改め、同条中「ものづくり振興課」を「産業技術課」に改める。

第32条第10号中「、地域農業改良普及センター」を削る。

第35条第7号を削り、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 土地改良事業に係る換地計画、換地処分及び交換分合に関すること。

第35条第8号を次のように改める。

- (8) 経営体育成基盤整備事業に関すること。

第35条第9号中「中山間地域総合整備事業」を「中山間総合整備事業」に改め、同条第12号を削り、同条第11号を同条第12号とし、同条第10号中「農地防災事業」を「農村地域防災減災事業」に改め、同条を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 棚田地域の振興に関すること。

第43条第2項に次の1号を加える。

- (6) 公共事業評価監視委員会及び総合評価技術委員会の庶務に関すること。

第52条第8号及び第55条第7号中「の庶務」を「及び政府調達苦情検討委員会の庶務」に改める。

第56条第1項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第34号までを1号ずつ繰り上げ、第35号を削り、第36号を第34号とし、第37号から第39号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項中第25号を第26号とし、第1号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 農業農村支援センター

第2章第2節第2款中第56条の2の前に次の目名を付する。

第1目 地域振興局

第56条の3に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に関する事務並びに廃棄物処理の監視及び指導に関する事務に係る長野県佐久地域振興局、長野県上伊那地域振興局、長野県松本地域振興局及び長野県長野地域振興局の管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	管轄区域
長野県佐久地域振興局	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
長野県上伊那地域振興局	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 下伊那郡 木曾郡
長野県松本地域振興局	松本市 岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 東筑摩郡 北安曇郡
長野県長野地域振興局	長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡

第56条の4第1項中「、農政課」を削り、同条第5項を削り、同条第4項第1号中「地球温暖化対策」を「気候変動対策」に改め、同項第2号中「新エネルギー」を「再生可能エネルギー」に改め、同項第8号中「こと」の次に「(廃棄物処理業、廃棄物処

理施設並びに廃棄物処理の監視及び指導に関するものを除く。)を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「企画振興課」の次に「及びリニア活用・企画振興課」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、長野県木曾地域振興局及び長野県北アルプス地域振興局に総務管理課及び環境課に代えて総務管理・環境課を、長野県南信州地域振興局に企画振興課に代えてリニア活用・企画振興課を、長野県佐久地域振興局、長野県上伊那地域振興局、長野県松本地域振興局及び長野県長野地域振興局に環境課に代えて環境・廃棄物対策課を置く。

第56条の4に次の2項を加える。

9 総務管理・環境課は、第3項及び第5項の事務をつかさどる。

10 環境・廃棄物対策課は、第5項の事務並びに廃棄物処理業、廃棄物処理施設並びに廃棄物処理の監視及び指導に関する事務をつかさどる。

第2章第2節第2款に次の1目を加える。

第2目 農業農村支援センター

(業務)

第56条の5 農業農村支援センターは、農業の発展に寄与することを目的として、農業、畜産業及び水産業に関する事務を行うところとする。

(名称、位置、管轄区域等)

第56条の6 農業農村支援センターの名称、位置及び管轄区域は、別表第2のとおりとする。

2 農業農村支援センターは、地域振興局に付置する。

(支所)

第56条の7 農業農村支援センターに支所を置き、その名称、位置及び担当区域は、別表第3のとおりとする。

2 支所は、農業農村支援センターの事務のうち、次条第3項の事務を行うところとする。

(内部組織)

第56条の8 農業農村支援センターに、その事務を分掌させるため、農業農村振興課及び技術経営普及課を置く。

2 農業農村振興課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 農業委員会、農業協同組合その他農業団体の指導監督に関すること。
- (2) 農業(水産業を含む。)金融に関すること。
- (3) 農畜産物の生産の振興に関すること。
- (4) 農業の経営構造対策及び中山間地域における農業生産の確保に関すること。
- (5) 環境保全型農業の推進に関すること。
- (6) 農薬、肥料及び飼料に関すること。
- (7) 野生鳥獣の農作物被害防止対策に関すること。
- (8) 農業経営基盤の強化の促進に関すること。
- (9) 主要農作物の種子に関すること。
- (10) きのこに関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (11) 農産加工及び水産業に関すること。
- (12) 農地関係の調整に関すること。
- (13) 国有農地並びに開拓財産の管理及び処分に関すること。
- (14) 卸売市場に関すること。
- (15) 農畜産物の消費、流通及び販売に関すること。
- (16) 地産地消に関すること。

3 技術経営普及課は、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第12条第2項の事務をつかさどる。

第58条中「別表第2」を「別表第4」に改める。

第64条の3第1項中「別表第3」を「別表第5」に改める。

第81条第1項中「別表第5」を「別表第6」に改める。

第81条の3第4項第8号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第81条の5第1項中「別表第6」を「別表第7」に改める。

第81条の7第4項第8号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第81条の9第1項中「別表第7」を「別表第8」に改める。

第2章第2節第3款第12目を次のように改める。

第12目 削除

第81条の12 削除

第84条中「別表第8」を「別表第9」に改める。

第116条中「別表第9」を「別表第10」に改める。

第2章第2節第3款第48目を次のように改める。

第48目 削除

第176条から第179条まで 削除

第239条に次の1項を加える。

7 前各項に規定するもののほか、本庁及び現地機関に、別に定めるところにより、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を置くことがある。

第243条第1項中「及び第6項」を「、第6項及び第7項」に改め、同項ただし書を削る。

附則第4条第2項中「令和元年台風第19号」を「令和元年東日本台風」に改める。

附則第7条を削る。

附則第8条中「令和元年台風第19号」を「令和元年東日本台風」に改め、同条を附則第7条とする。

別表第10を削り、別表第9を別表第10とし、別表第8を別表第9とし、別表第7を別表第8とし、別報第6を別表第7とし、別表第5を別表第6とし、別表第4を削り、別表第3を別表第5とし、別表第2を別表第4とし、別表第1の次に次の別表を加える。

(別表第2)(第56条の6関係)

農業農村支援センター

名称	位置	管轄区域
長野県佐久農業農村支援センター	佐久市	小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡
長野県上田農業農村支援センター	上田市	上田市 東御市 小県郡
長野県諏訪農業農村支援センター	諏訪市	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
長野県上伊那農業農村支援センター	伊那市	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
長野県南信州農業農村支援センター	飯田市	飯田市 下伊那郡
長野県木曾農業農村支援センター	木曾郡木曾町	木曾郡
長野県松本農業農村支援センター	松本市	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
長野県北アルプス農業農村支援センター	大町市	大町市 北安曇郡
長野県長野農業農村支援センター	長野市	長野市 須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡
長野県北信農業農村支援センター	中野市	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡

(別表第3)(第56条の7関係)

農業農村支援センター支所

名称	位置	担当区域
長野県佐久農業農村支援センター小海支所	南佐久郡小海町	南佐久郡のうち小海町、南相木村、北相木村、南牧村及び川上村
長野県南信州農業農村支援センター阿南支所	下伊那郡阿南町	下伊那郡のうち阿南町、下條村、売木村、天龍村及び泰阜村

別表第16から別表第23までを次のように改める。

(別表第16) から (別表第23) まで 削除

別表第27の長野県浅川改良事務所の項中「長野市浅川東条」を「長野市浅川一ノ瀬」に、

「三念沢 長野市豊野町石字三念沢口から浅川合流点まで」

を

「三念沢 長野市豊野町石字三念沢口から浅川合流点まで
浅川ダム」

に改める。

別表第32の1の公立大学法人長野県立大学評価委員会の項中「知事に対する」を削り、同1の長野県社会福祉審議会の項中「こども・家庭課」を「次世代サポート課 こども・家庭課」に改め、同1の地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の項を削り、同1の長野県医療審議会の項中「医療推進課」を

「医療政策課」に改め、同項の次に次のように加える。

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第11条第2項の規定による意見の申述並びに地方独立行政法人長野県立病院機構の中期計画の認可及び業務の実績の評価に係る意見の申述その他知事が必要と認める事項の処理に関する事。	医療政策課
-----------------------	---	-------

別表第32の1の長野県准看護師試験委員の項中

「医療推進課」を「医師・看護人材確保対策課」に改め、

同1の長野県都市計画審議会の項中「第5条に規定する都市計画区域の指定に対する答申並びに」を「の規定によりその権限に属させられた事項及び」に、「及び」を「並びに都市計画に関する事項についての」に改め、同1の長野県開発審査会の項中「第50条」を「第50条第1項前段」に、「及び開発行為の審査」を「その他同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理」に改め、同表の2の長野県総合計画審議会の項中「長野県総合計画審議会条例(昭和42年長野県条例第30号)第2条」を「長野県附属機関条例(令和2年長野県条例第3号。以下この表において「附属機関条例」という。)第2条第1項」に、「長野県の」を「県の」に改め、同2の長野県行政機構審議会の項中「長野県行政機構審議会条例(昭和39年長野県条例第92号)第2条」を「附属機関条

例第2条第1項」に改め、「長野県の」を削り、同2の長野県特別職報酬等審議会の項中「長野県特別職報酬等審議会条例(昭和39年長野県条例第93号)第2条」を「附属機関条例第2条第1項」に改め、同2の長野県個人情報保護審査会の項の次に次のように加える。

長野県公文書審議会	長野県公文書等の管理に関する条例(令和2年長野県条例第8号)第29条の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに同条の規定による規則の制定又は改廃についての調査審議及び公文書等の管理に関する事項についての建議に関する事。	情報公開・法務課
-----------	---	----------

別表第32の2の長野県人権政策審議会の項中「長野県人権政策審議会条例(平成19年長野県条例第34号)第2条」を「附属機関条例第2条第1項」に改め、同2の長野県青少年問題協議会の項中「長野県青少年問題協議会条例(昭和28年長野県条例第46号)第1条」を「附属機関条例第2条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

長野県発達障がい者支援対策協議会	附属機関条例第2条第1項及び発達障害者支援法第19条の2の規定による同条第1項に規定する発達障害者の支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関する事。	次世代サポート課
------------------	---	----------

別表第32の2の長野県幼保連携型認定こども園審議会の項中「長野県幼保連携型認定こども園審議会条例(平成26年長野県条例第46号)第1条」を「附属機関条例第2条第1項」に改め、同2の長野県子ども支援委員会の項の次に次のように加える。

長野県地域医療対策協議会	附属機関条例第2条第1項及び医療法第30条の23の規定による同条第1項に規定する医師の確保及び地域医療の充実に関する事項の調査審議に関する事。	医師・看護人材確保対策課
--------------	---	--------------

別表第32の2の長野県地方精神保健福祉審議会の項中「長野県地方精神保健福祉審議会条例(昭和40年長野県条例第47号)第1条」を「附属機関条例第2条第1項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第9条」に改め、同2の長野県障害者介護給付費等不服審査会の項及び長野県障害児通所給付費等不服審査会の項を次のように改める。

長野県がん登録事業推進委員会	附属機関条例第2条第1項の規定によるがん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)の規定に基づくがん登録に係る事業の推進及びがん登録情報の利用又は提供に関する事項の調査審議に関する事。	保健・疾病対策課
長野県障害者介護給付費等不服審査会	附属機関条例第2条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項の規定による同項の規定により知事が取り扱わせた審査請求の事件の審査に関する事。	障がい者支援課

長野県障害児通所給付費等不服審査会	附属機関条例第2条第1項及び児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項の規定による同項の規定により知事が取り扱われた審査請求の事件の審査に関すること。	障がい者支援課
長野県自立支援協議会	附属機関条例第2条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3の規定による同条第1項に規定する障害者等への支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関すること。	障がい者支援課
長野県住宅宿泊事業評価委員会	長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例(平成30年長野県条例第20号)第7条の規定による規則の制定又は改廃に関する事項その他住宅宿泊事業の適正な実施に関する事項の調査審議に関すること。	食品・生活衛生課

別表第32の2の長野県地方薬事審議会の項中「長野県地方薬事審議会条例(昭和37年長野県条例第13号)第2条」を「附属機関条例第2条第1項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第3条第1項」に改め、同2の長野県中小企業振興審議会の項中「長野県中小企業振興審議会条例(昭和31年長野県条例第65号)第2条」を「附属機関条例第2条第1項」に改め、同2の長野県職業能力開発審議会の項中「長野県職業能力開発審議会条例(昭和34年長野県条例第3号)第1条」を「附属機関条例第2条第1項及び職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第91条第1項」に改め、同2の長野県労働問題審議会の項中「長野県労働問題審議会条例(昭和31年長野県条例第64号)第2条」を「附属機関条例第2条第1項」に改め、同2の長野県観光振興審議会の項中「長野県観光振興審議会条例(昭和34年長野県条例第35号)第2条」を「附属機関条例第2条第1項」に改め、同2の長野県卸売市場審議会の項の次に次のように加える。

長野県公共事業評価監視委員会	附属機関条例第2条第1項の規定による公共事業の評価に関する事項の調査審議に関すること。	技術管理室
長野県総合評価技術委員会	附属機関条例第2条第1項の規定による地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札の方法により発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の落札者の決定に関する事項の調査審議に関すること。	技術管理室

別表第32の2の長野県水防協議会の項中「長野県水防協議会条例(昭和24年長野県条例第45号)第1条」を「附属機関条例第2条第1項」に、「長野県水防計画」を「水防計画」に改め、同2の長野県住宅審議会の項中「長野県住宅審議会条例(昭和44年長野県条例第23号)第2条」を「附属機関条例第2条第1項」に改め、同2の長野県契約審議会の項の次に次のように加える。

長野県政府調達苦情検討委員会	附属機関条例第2条第1項の規定による政府調達に関する協定その他の国際約束の対象となる調達契約に対する苦情に関する事項の調査審議に関すること。	契約・検査課
----------------	--	--------

別表第33の企画振興部の項中

企画振興参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
--------	-------------------------

を

国際担当部長	国際交流課の所管に属する事務の掌理及び当該事務に係る職員の指揮監督並びに国際関係施策に係る企画及び部局横断的な調整
--------	---

企画振興参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
--------	-------------------------

に改め、同表の県民文化部の項を次のように改める。

県民文化部	こども・若者担当部長	次世代サポート課、こども・家庭課、児童相談・養育支援室、私学振興課及び高等教育振興課の所管に属する事務の掌理並びに当該事務に係る職員の指揮監督並びに子ども・若者の育成支援及び少子化対策に関する施策に係る企画及び部局横断的な調整
	県民文化参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐

別表第33の健康福祉部の項中

健康福祉参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
--------	-------------------------

を

地域医療担当部長	医療政策課及び医師・看護人材確保対策課の所管に属する事務の掌理及び当該事務に係る職員の指揮監督並びに医療提供体制の確保に関する施策に係る企画及び部局横断的な調整
----------	--

健康福祉参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
--------	-------------------------

に改め、同表の環境部の項中

環境参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
------	-------------------------

を

気候変動担当部長	環境政策課の所管に属する事務(気候変動対策に関するものに限る。)及びゼロカーボン推進室の所管に属する事務の掌理並びにこれらの事務に係る職員の指揮監督並びに気候変動対策に関する施策に係る企画及び部局横断的な調整
----------	--

環境参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
------	-------------------------

に改め、同表の医療推進課の項を次のように改める。

医療政策課	医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務又は保健医療施策に関する業務
	医療監視員	医療法第25条第1項に規定する職務
医師・看護人材確保対策課	医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務又は保健医療施策に関する業務
	保健師	保健指導業務
	看護師	看護業務

別表第33の健康増進課の項中「第27条第1項」を「第61条第1項」に改め、同表の食品・生活衛生課の項中「第24条第1項」の次に「(同法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)、第24条の2第3項、第25条第5項」を加え、同表の薬事管理課の項中「第17条第1項及び第2項」を「第18条第1項」に、

「覚せい剤監視員」を「覚醒剤監視員」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

別表第36の地域振興局の項中

小作主事	地方自治法施行規程第4条第2項に規定する職務
農業検査員	農業取締法第29条第1項及び第3項に規定する職務
獣医師検査員	獣医師法第21条第3項に規定する職務
肥料検査員	肥料取締法第30条第1項及び第3項に規定する職務
食品表示検査員	食品表示法第8条第2項に規定する職務
地方種畜検査委員	家畜改良増殖法第33条第3項に規定する職務
飼料検査員	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第56条第1項、第2項及び第3項に規定する職務
獣医療検査員	獣医療法第8条第1項に規定する職務
養蜂振興検査員	養蜂振興法(昭和30年法律第180号)第9条第1項に規定する職務
漁業監督吏員	漁業法第74条に規定する職務
林業普及指導員	森林法第187条第2項に規定する職務

を

林業普及指導員	森林法第187条第2項に規定する職務
---------	--------------------

に改め、同項の次に次のように加える。

農業農村支援センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
小作主事	地方自治法施行規程第4条第2項に規定する職務
農業検査員	農業取締法第29条第1項及び第3項に規定する職務 獣医師検査員
獣医師検査員	獣医師法第21条第3項に規定する職務
肥料検査員	肥料取締法第30条第1項及び第3項に規定する職務
食品表示検査員	食品表示法第8条第2項に規定する職務
地方種畜検査委員	家畜改良増殖法第33条第3項に規定する職務
飼料検査員	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第56条第1項から第3項までに規定する職務
獣医療検査員	獣医療法第8条第1項に規定する職務
養蜂振興検査員	養蜂振興法(昭和30年法律第180号)第9条第1項に規定する職務
漁業監督吏員	漁業法第74条に規定する職務
普及指導員	農業改良助長法第8条第2項に規定する職務
農業農村支援センター支所	支所長 支所の事務の掌理及び所属職員の指揮監督

別表第36の保健福祉事務所の項及び保健所の項中「第27条第1項」を「第61条第1項」に改め、「第24条第1項」の次に「(同法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)、第24条の2第3項、第25条第5項」を加え、「第17条第1項及び第2項」を「第18条第1項」に、

「覚せい剤監視員」を「覚醒剤監視員」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同表の地域農業改良普及センターの項を削る。

第2条 長野県組織規則の一部を次のように改正する。

第31条第2項第4号を削る。

附則第7条の次に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症対策室)

第8条 消防課に、当分の間、新型インフルエンザ等対策に関する事務(他の所管に属するものを除く。)をつかさどらせるため、新型コロナウイルス感染症対策室を付置する。

別表第32の2の長野県卸売市場審議会の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中長野県組織規則附則第7条の次に1条を加える改正規定 令和2年4月3日
- (2) 第1条中長野県組織規則別表第33の食品・生活衛生課の項の改正規定並びに同規則別表第36の保健福祉事務所の項及び保健所の項の改正規定（「第24条第1項」の次に「(同法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)、第24条の2第3項、第25条第5項」を加える部分に限る。） 令和2年6月1日
- (3) 第2条中長野県組織規則第31条第2項第4号を削る改正規定及び同規則別表第32の2の長野県卸売市場審議会の項を削る改正規定 令和2年6月21日
(経過措置)

2 この規則の施行前に次の表の左欄に掲げる地域振興局長がした廃棄物処理業及び廃棄物処理施設並びに廃棄物処理の監視及び指導（以下この項において「廃棄物処理業等」という。）に係る処分その他の行為又は当該地域振興局長に対してなされた廃棄物処理業等に係る申請その他の行為のうち、この規則の施行の日以後において同表の右欄に掲げる地域振興局長が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、同表の左欄に掲げる地域振興局長の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地域振興局長がした処分その他の行為又は当該地域振興局長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

左欄	右欄
長野県上田地域振興局	長野県佐久地域振興局
長野県南信州地域振興局	長野県上伊那地域振興局
長野県木曾地域振興局	
長野県諏訪地域振興局	長野県松本地域振興局
長野県北アルプス地域振興局	
長野県北信地域振興局	長野県長野地域振興局

3 この規則の施行前に次の表の左欄に掲げる農業改良普及センターの長がした処分その他の行為又は当該農業改良普及センターの長に対してなされた申請その他の行為のうち、この規則の施行の日以後において同表の右欄に掲げる地域振興局長が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、同表の左欄に掲げる農業改良普及センターの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地域振興局長の長がした処分その他の行為又は当該地域振興局長の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

左欄	右欄
長野県佐久農業改良普及センター	長野県佐久地域振興局
長野県上田農業改良普及センター	長野県上田地域振興局
長野県諏訪農業改良普及センター	長野県諏訪地域振興局
長野県上伊那農業改良普及センター	長野県上伊那地域振興局
長野県南信州農業改良普及センター	長野県南信州地域振興局
長野県木曾農業改良普及センター	長野県木曾地域振興局
長野県松本農業改良普及センター	長野県松本地域振興局

長野県北アルプス農業改良普及センター	長野県北アルプス地域振興局
長野県長野農業改良普及センター	長野県長野地域振興局
長野県北信農業改良普及センター	長野県北信地域振興局

(農林業普及指導手当に関する規則の一部改正)

4 農林業普及指導手当に関する規則（昭和40年長野県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地域農業改良普及センター」を「農業農村支援センター技術経営普及課」に改める。

人事課

長野県労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第38号

長野県労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

長野県労働委員会事務局の組織等に関する規則（昭和34年長野県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第5条」に改める。

第2条を削る。

第3条第1項中「別表第2」を「事務局長のほか、次の表」に改め、同項に次の表を加える。

左欄	右欄
次長	事務局長の職務遂行の補佐及び局務の整理
審査幹	審査に関する専門的事務の総括掌理
次長補佐	次長の職務遂行の補佐及び局務の整理
専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
担当係長	次長が指定する特定の事務の分掌
主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
主事	一般的な業務を行う職務

第3条に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、事務局に、別に定めるところにより、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を置くことがある。

第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

別表を削る。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人事課

長野県人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第3号

長野県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

長野県人事委員会議事規則(昭和26年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第4号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表の第1号を削り、同表の第2号中

「上に同じ。」を

「その都度必要と認める期間」に改め、同号を同表の第1

号とし、同表の第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同表の第8号中「第14号及び第15号」を「第13号及び第14号」に改め、同号を同表の第7号とし、同表の第9号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項の表の第14号から第18号まで又は第20号」を「前項の表の第13号から第17号まで又は第19号」に改め、同項第1号中「前項の表の第14号から第17号」を「前項の表の第13号から第16号」に、「第20号」を「第19号」に改め、同項第2号中「前項の表の第18号」を「前項の表の第17号」に改め、同条第4項中「同項の表の第10号」を「同項の表の第9号」に改める。

第11条第1項中「第8条第1項の表の第21号」を「第8条第1項の表の第20号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する規則(平成4年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第8条第1項の表の第7号」を「第8条第1項の表の第6号」に改める。

(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

3 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則(令和元年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第4条第3号の改正規定中「第8条第1項の表の第14号及び第15号」を「第8条第1項の表の第13号及び第14号」に改める。

人事委員会事務局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第5号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 「先端技術担当部長 交通担当部長」を

「担当部長」に、

「国際担当部長 ともも・若者担当部長 県民文化参事」を

「県民文化参事」に、

「環境技監 雇用・就業支援担当部長」を

「環境技監」に、

「看護大学長」を

「看護大学長 看護大学事務局長」に、

「水産試験場長 林業大学校長」を

「水産試験場長」に、

「看護大学事務局長 参事(人事委員会が別に定めるものに限る。)」を

「参事(人事委員会が別に定めるものに限る。)」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「先端技術担当部長 交通担当部長」を「担当部長」に、「国際担当部長 こども・若者担当部長 雇用・就業支援担当部長 営業局長」を「営業局長」に、「人事課の企画幹」を「コンプライアンス・行政経営課の企画幹」に、

「東京事務所 所長 次長」を
「農業農村支援センター 所長 次長
東京事務所 所長 次長」に、「副校長」

を「校長 副校長」に、

「地域農業改良普及センター 所長
農業試験場 場長 管理部長」を
「農業試験場 場長 管理部長」に改め、同表

の教育委員会事務局及び教育機関の項中「、高校改革推進係長」を削り、「」並びに高校改革推進係の担当係長を「」 高校再編推進室の課長補佐、担当係長、指導主事」に改め、同表の労働

委員会事務局の項中「局長 調整総務課長」を
「事務局長 次長」に改める。

第3条 管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「担当部長」を「新型コロナウイルス対策担当の参事 担当部長」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第4条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中

「先端技術担当部長 交通担当部長」を
「担当部長」に、
「国際担当部長 こども・若者担当部長 県民文化参事」を
「県民文化参事」に、
「環境技監 雇用・就業支援担当部長」を
「環境技監」に、
「精神保健福祉センター所長」を
「看護大学事務局長 精神保健福祉センター所長」に、
「水産試験場長 林業大学校長」を

「水産試験場長」に、
「松本建設事務所長 長野建設事務所長 2種」を
「看護大学事務局長 3種」
「松本建設事務所長 長野建設事務所長 2種」に、
「東京事務所次長」を
「農業農村支援センター所長 東京事務所次長」に、
「総合県税事務所次長 消防学校長」を
「消防学校長」に、
「農業大学校副校長及び事務局長 地域農業改良普及センター所長」を
「農業大学校副校長及び事務局長」に、
「家畜保健衛生所長」を
「家畜保健衛生所長 林業大学校長」に、「医療推進課」を
「医療政策課、医師・看護人材確保対策課」に改め、「農政課長 以外の」を削り、「東京事務所の総括課長」を
「東京事務所の総括課長 総合県税事務所次長」に改め、同アの労働委員会事務局の項中「局長」を
「事務局長」に、
「調整総務課長」を
「次長」に、
「事務局の局付(任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。) 4種 ただし、別に定める場合は、5種 又は6種」を

事務局の局付（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。）	4種 ただし、別に定める場合は、5種又は6種
審査幹	5種

に改める。

附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同月3日から施行する。

人事委員会事務局

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第6号

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

長野県職員の退職手当に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第10号中

氏 名	性別	男・女	生年月日	年 月 日
住所又は居所				
退職年月日	年 月 日	退職理由		

を

氏 名	生年月日	年 月 日
住所又は居所		
退職年月日	年 月 日	退職理由

に改める。

様式第24号中

氏 名	性別	男・女	生年月日	年月日	年齢	歳
住所又は居所						
退職年月日	年 月 日	退職理由				

を

氏 名	生年月日	年月日	年齢	歳
住所又は居所				
退職年月日	年 月 日	退職理由		

に改める。

様式第26号中

氏 名	性別	男・女
-----	----	-----

を

氏 名

に改める。

様式第27号中

氏 名	性別	男・女	生年月日	年 月 日
住所又は居所				
退職年月日	年 月 日	退職理由		

を

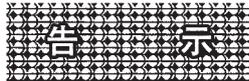
氏名	生年月日	年月日
住所又は居所		
退職年月日	年月日	退職理由

に改める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第171号

長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報（平成17年長野県告示第91号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月31日

長野県知事 阿部守一

表中歯科技工士国家試験の項を削り、同表の准看護師試験の項中

”	”
---	---

を

”	長野県健康福祉部 医師・看護人材確保対策課
---	--------------------------

に改め、同表中長野県

農業機械利用技能検定試験の項を削り、同表の長野県農業大学校入

学試験の項中

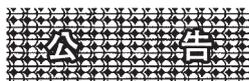
”	”
---	---

を

”	長野県農業大学校
---	----------

に改める。

情報公開・法務課



公告

長野県労働委員会規程（昭和33年10月27日県報）の一部を、令和2年3月25日、次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月31日

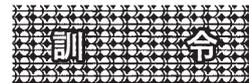
長野県労働委員会

第9条第2項中「課長」を「次長」に改める。

第10条第1項中「事務を主管する課長」を「次長」に改め、同条第2項中「課長」を「次長」に改める。

別表第1の7及び別表第2中「課長」を「次長」に改める。

労働委員会事務局



長野県訓令第2号

本庁内部部局
現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程（平成20年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月31日

長野県知事 阿部守一

本則第2項中「第16条第3項」の次に「第27条の第3項」を加える。

別表第1の総務部の項中「システム係 新システム開発係」を「システム係」に改め、同表の県民文化部の項中

人権・男女共同 参画課	人権尊重係 男女共同参画係
国際課	外事・パスポート係 国際交流係 多文化共生係

を

人権・男女共同 参画課	人権尊重係 男女共同参画係
----------------	---------------

に改め、同表の健康福祉部の項中「企画調整係 県立病院・医療福祉係」を「企画調整係」に、

医療推進課	管理係 医療計画係 看護係
-------	---------------

を